

12 申告・納付の手続は？

この章では、「消費税の申告・納付の手続」について、国内取引と輸入取引の場合に分けて説明します。

1. 国内取引の場合

[1] 確定申告

課税事業者は、課税期間の末日の翌日から次の期限(注1)までに、所定の事項を記載した消費税及び地方消費税の確定申告書を納税地の所轄税務署長に対して提出するとともに、その申告に係る消費税額と地方消費税額を併せて納付することになります。

参照→課税期間の特例はP24

注1

申告期限・納期限が、土曜日、日曜日、祝日等の場合は、その翌日が期限となります。

確定申告及び納付の期限

区分		個人事業者	法人	
申告・納付期限	原則	翌年の3月31日まで	課税期間の末日の翌日から2月以内	
	課税期間特例の適用のある場合	3月特例		その事業年度をその開始の日以降3月ごとに区分した各期間(最後に3月未満の期間が生じたときは、その3月未満の期間)の末日の翌日から2月以内
		1～3月分	5月31日まで	
		4～6月分	8月31日まで	
		7～9月分	11月30日まで	
	10～12月分	翌年の3月31日まで		
1月特例		その事業年度をその開始の日以降1月ごとに区分した各期間(最後に1月未満の期間が生じたときは、その1月未満の期間)の末日の翌日から2月以内		
1月1日以後1月ごとに区分した各期間のうち1月分から11月分	左記の各期間の末日の翌日から2月以内			
	12月分	翌年の3月31日まで		



e-Tax義務化について

令和2年4月1日以後に開始する事業年度(課税期間)から、一定の法人が行う法人税等及び消費税等の申告は、添付書類(消費税等の申告の場合は、「付表」など)を含めて、e-Taxにより提出することが義務付けられています。

また、令和4年4月1日以後に開始する事業年度等から、通算法人の法人税等の確定申告書等についてもe-Taxによる提出が義務化されました。

●対象税目・手続は？

法人税及び地方法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書等の提出

●e-Tax義務化対象法人とは？

法人税等	内国法人のうち、事業年度開始の時点における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人、通算法人(グループ通算制度の適用を受けた通算親法人及び通算子法人)、相互会社、投資法人及び特定目的会社
消費税等	上記に掲げる法人に加え、国及び地方公共団体(地方公営企業を含む)。なお、通算法人は、事業年度開始の時点において資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人のみとなります。

詳しくは、e-Taxホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp> をご覧ください。



もっとくわしく

納付すべき消費税がない場合……

課税資産の譲渡等(注2)及び特定課税仕入れがなく、かつ、納付する消費税額がない課税期間は、確定申告書を提出する必要はありません。

期限の延長は……

「法人税の申告期限の延長の特例」の適用を受ける法人が、「消費税申告期限延長届出書」を提出した場合には、その提出をした日の属する事業年度以後の各事業年度終了の日の属する課税期間に係る消費税の確定申告の期間が1月延長されます(注3)。

なお、この特例の適用により、消費税の確定申告の期限が延長された期間の消費税及び地方消費税の納付については、その延長された期間に係る利子税を併せて納付することとなります。

免税事業者の場合……

基準期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者で、事前に「消費
税課税事業者選択届出書」を提出していない免税事業者は、たとえ確定申告をすれば還付税額が発生する場合であっても、確定申告書を提出して還付を受けることはできませんのでご注意ください。

注2

輸出免税など消費税が免除されるものを除きます。

参照→特定課税仕入れは P45

注3

「法人税の申告期限の延長の特例」の適用を受ける通算親法人又はその通算子法人が「消費税申告期限延長届出書」を提出した場合にも、その提出をした日の属する事業年度(その事業年度終了の日の翌日から45日以内に提出した場合のその事業年度を含む。)以後の各事業年度終了の日の属する課税期間に係る消費税の確定申告の期間が1月延長されます。

参照→消費税課税事業者選択届出書は P58

注4

「確定消費税額」とは、中間申告対象期間の末日までに確定した消費税の年税額のことをいいます(地方消費税額は含みません。)

注5

国税通則法第11条の規定による申告期限の延長により、その中間申告書の提出期限と当該中間申告書に係る課税期間の確定申告書の提出期限とが同一の日となる場合は、当該中間申告書の提出は要しません。

注6

任意に中間申告書(年1回)を提出する旨を記載した届出書を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。(参照→P54)

注7

直前の課税期間が12月に満たない場合は、計算方法が異なります。

注8

仮決算による中間申告書は、提出期限を過ぎて提出することはできません。

[2] 中間申告

中間申告は直前の課税期間の確定消費税額(注4)に応じて、次のようになります。

■ 中間申告の期限と税額(注5)

直前の課税期間の確定消費税額	48万円以下	48万円超～400万円以下	400万円超～4,800万円以下	4,800万円超
中間申告の回数		年1回	年3回	年11回
中間申告・納付期限	中間申告不要 (注6)	各中間申告の対象となる期間の末日の翌日から2月以内		★ (→P55)
中間納付税額		直前の課税期間の確定消費税額の1/2(注7)	直前の課税期間の確定消費税額の1/4(注7)	直前の課税期間の確定消費税額の1/12(注7)
1年の合計申告回数	 年1回 (確定申告1回)	 年2回 (確定申告1回 中間申告1回)	 年4回 (確定申告1回 中間申告3回)	 年12回 (確定申告1回 中間申告11回)

なお、各中間申告対象期間について仮決算を行い、計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付することができます。(注8)

ただし、仮決算を行い、中間申告において計算した税額がマイナスとなった場合でも、還付を受けることはできません。

ポイント

◎課税期間の特例の適用を受ける事業者は、中間申告・納付の必要はありません。

1 消費税の仕組み

2 課税対象

3 非課税取引

4 輸出免税

5 納税義務者

6 納税義務の成立時期

7 課税標準

8 控除税額等の計算方法

9 国境を越えた役務の提供

10 端数計算

11 地方消費税

12 手続

13 納税地

14 届出等

15 帳簿の保存

16 国等に対する特例

17 会計処理

18 適格請求書等保存方式

19 総額表示



確定申告の納付税額は……

- 中間納付税額がある場合は、確定申告書の差引税額から中間納付税額を控除します。

$$\text{確定申告において納付すべき消費税額} = \text{差引税額} - \text{中間納付税額の合計額}$$

※「中間納付税額」は、納付した税額ではなく、中間申告の際に納付すべき消費税額となります。

- 消費税の中間申告書を実際に提出する必要がある事業者は、消費税の中間納付税額と併せて地方消費税の中間納付税額を申告・納付しなければなりません。

注9

「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

○ 任意の中間申告制度

直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が48万円以下の事業者（中間申告義務のない事業者）が任意に中間申告書（年1回）を提出する旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間（注9）から自主的に中間申告・納付することができます。

中間納付税額は、直前の課税期間の確定消費税額の2分の1の額（P53注7）となります。また、中間納付税額と併せて地方消費税の中間納付税額を納付することとなります。

なお、任意の中間申告制度を適用する場合であっても、仮決算を行って計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付することができます。



Q&A



Q 仮決算を行ったところ、その中間申告対象期間における仕入控除税額が、課税標準額に対する消費税額を上回りました。仮決算に基づく中間申告で消費税の還付を受けることができますか？

A 仮決算に基づく中間申告書の提出により、課税仕入れに係る消費税額の控除不足額の還付を受けることはできません。

Q 仮決算による中間申告書をその提出期限後に提出することはできますか？

A 中間申告をすべき事業者が、その中間申告書をその提出期限までに提出しない場合には、直前の課税期間の確定消費税額に基づいて算出した消費税額及び地方消費税額を記載した中間申告書の提出があったものとみなされます。したがって、仮決算による中間申告書を期限後に提出することはできません。

★ 年11回の中間申告及び納付期限について
(直前の課税期間の確定消費税額が4,800万円超の事業者の場合)



年11回の中間申告の申告・納付期限は、以下のとおりとされています。(注10)

	個人事業者	法人(注11)
中間申告・納付期限	1月分 3月分 → 5月末日	その課税期間開始後の1か月分 → その課税期間開始の日から2か月を経過した日から2か月以内
	4月分 11月分 → 中間申告対象期間の末日の翌日から2か月以内	上記1か月分の翌月以降の10か月分 → 中間申告対象期間の末日の翌日から2か月以内

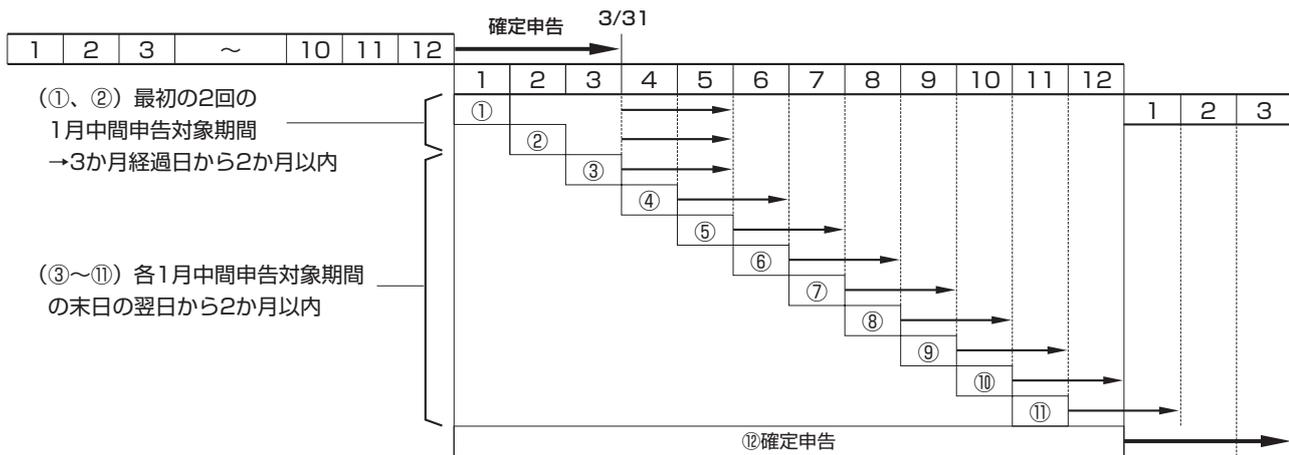
注10

以下の例の場合、個人事業者の1、2、3月分、法人の4、5月分のように申告・納付期限が同一となる場合であっても、中間申告書は中間申告対象期間ごとにそれぞれ提出します(仮決算による中間申告の場合も同様です)。

注11

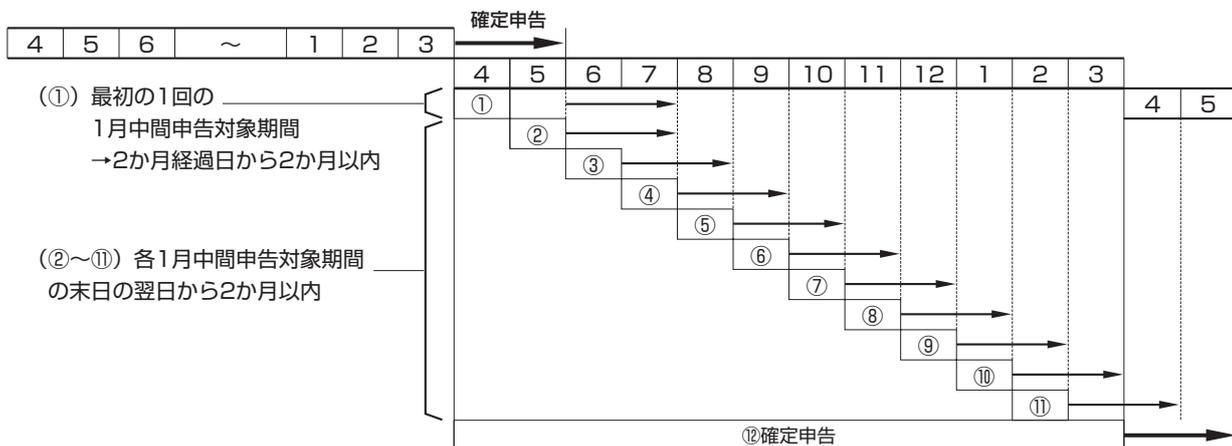
消費税の確定申告の期限の延長特例(参照→P53)の適用を受けている法人の中間申告の申告・納付期限は、「その課税期間開始後の2か月分」は「その課税期間開始の日から3か月を経過した日から2か月以内」、「上記2か月分の翌月以降の9か月分」は「中間申告対象期間の末日の翌日から2か月以内」となります。

例 個人事業者 年11回の中間申告及び確定申告の申告・納付期限



例 法人 年11回の中間申告及び確定申告の申告・納付期限

(事業年度が1年の3月末決算法人で、消費税の確定申告の期限の延長特例の適用を受けていない場合)



- 1 消費税の仕組み
- 2 課税対象
- 3 非課税取引
- 4 輸出免税
- 5 納税義務者
- 6 納税義務の成立時期
- 7 課税標準
- 8 控除税額等の計算方法
- 9 国境を越えた役務の提供
- 10 端数計算
- 11 地方消費税
- 12 手続
- 13 納税地
- 14 届出等
- 15 帳簿の保存
- 16 国等に対する特例
- 17 会計処理
- 18 適格請求書等保存方式
- 19 総額表示

[3] 確定申告書等への明細書の添付

確定申告書には、課税期間中の資産の譲渡等の対価の額及び課税仕入れ等の税額等に関する付表（明細書）を添付する必要があります。仮決算による中間申告書及び還付請求申告書についても同様です。

申告書に添付する付表は、申告書の一般用・簡易課税用の別により、また、旧税率が適用された取引の有無により異なります。

確定申告書（一般用）の「⑧欄（控除不足還付税額）」に金額の記載があるため、還付を受けようとする事業者は、申告書に添付する付表とは別に「消費税の還付申告に関する明細書」を添付する必要があります。

注12

延滞税特例基準割合とは、各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。



申告・納付についてのご注意

- 消費税及び地方消費税の納税が遅れると、確定申告・中間申告のいずれの場合にも、法定納期限（原則、申告書の提出期限）の翌日から納付の日までの延滞税を本税と併せて納付する必要があります。（修正申告及び期後申告による納付の場合には、延滞税の計算期間及び割合が異なる場合がありますので、税務署にご相談ください。）

【延滞税の割合】

納期限の翌日から2月を経過する日まで	年「7.3%」と「延滞税特例基準割合（注12）+1%」のいずれか低い割合
納期限の翌日から2月を経過した日以後	年「14.6%」と「延滞税特例基準割合（注12）+7.3%」のいずれか低い割合

※各年の延滞税の割合は、国税庁ホームページにも掲載しています。

- 納期限が経過し、督促状が送付されても納付されないときは、財産の差押えなどの滞納処分を受ける場合があります。
- 法令の要件に該当するときには、財産の差押えや換価（売却）が猶予される制度の適用を受けることができますので、納期限までに納付できない事情がある場合は、お早めに税務署（徴収担当）にご相談ください。

2. 輸入取引の場合

申告納税方式が適用される課税貨物（外国貨物のうち消費税が課税されるもの）を保税地域から引き取ろうとする者（注13）は、課税貨物を保税地域から引き取る時まで、その保税地域の所轄税関長に輸入申告書を提出するとともに、引き取る課税貨物に課される消費税額と地方消費税額（貨物割）を併せて納付します。

納期限	申告の手続
外国貨物を保税地域から引き取る時まで	所轄税関長に輸入申告書を提出し、消費税額及び地方消費税額を納付

なお、課税貨物については、税関長の承認を受けることによる、納期限の延長制度が設けられています。

注13

事業者に限らず、消費者である個人も含まれます。